復旧・復興JV (復旧・復興建設工事共同企業体)

令和7年4月

農林水産省 北陸農政局

復旧・復興JV(復旧・復興建設工事共同企業体)

令和7年4月

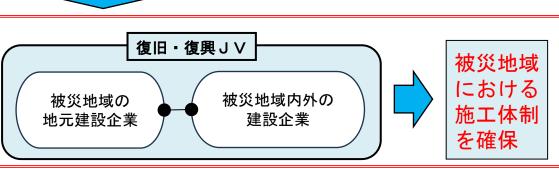
共同企業体の在り方について(令和4年5月20日 国土交通省中建審第6号)

- ◆災害が激甚化・頻発化している中で、大規模災害の被災地において、平常時に比べて**建設工事需要が突発的に増大**
- ◆被災地域内の企業単体のみでは、施工を十分に担うことができずに、入札不調が多数発生
- ◆円滑かつ迅速な復旧・復興を図るための対策が必要

復旧・復興建設工事共同企業体

復興を図るため、技術者・技能者の不足や 建設工事需要の急増等への対応として、地域に精通している被災地域の地元の建設企業の施工力を強化する目的で結成

大規模災害からの円滑かつ迅速な復旧・



復旧・復興建設工事共同企業体とは・・

①性格

大規模災害からの円滑かつ迅速な復旧・復興を図るため、**技術者・技能者の不足や建設工事需要の急増等への対応**として、**地域に精通している被災地域の地元の建設企業の施工力を強化するために結成**される共同企業体

②対象工事の種類・規模

大規模災害 (激甚災害として指定された災害その他の特に激甚な災害) からの復旧・復興工事とし、大規模な工事 (政府調達に関する協定の対象となる工事) と技術的難度の高い工事 (特定建設工事共同企業体の対象工事) を含まない。

③構成員(数、組合せ、資格)

○特別員(数、相目と、具治/ 「2又は3社」で、「同程度の施工能力(同一等級又は直近等級)を有する者の組合せ」とし「被災地域の地元の建設企業を少なく とも1社含む」

資格は「**営業年数が少なくとも3年以上」、「元請として一定の実績を有する**」及び「技術者を工事現場毎に専任で配置」

4)登録

一の企業が登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として1とする。

⑤出資比率

出資比率の最小限度基準は、「2社の場合は30パーセント以上」「3社の場合20パーセント以上」

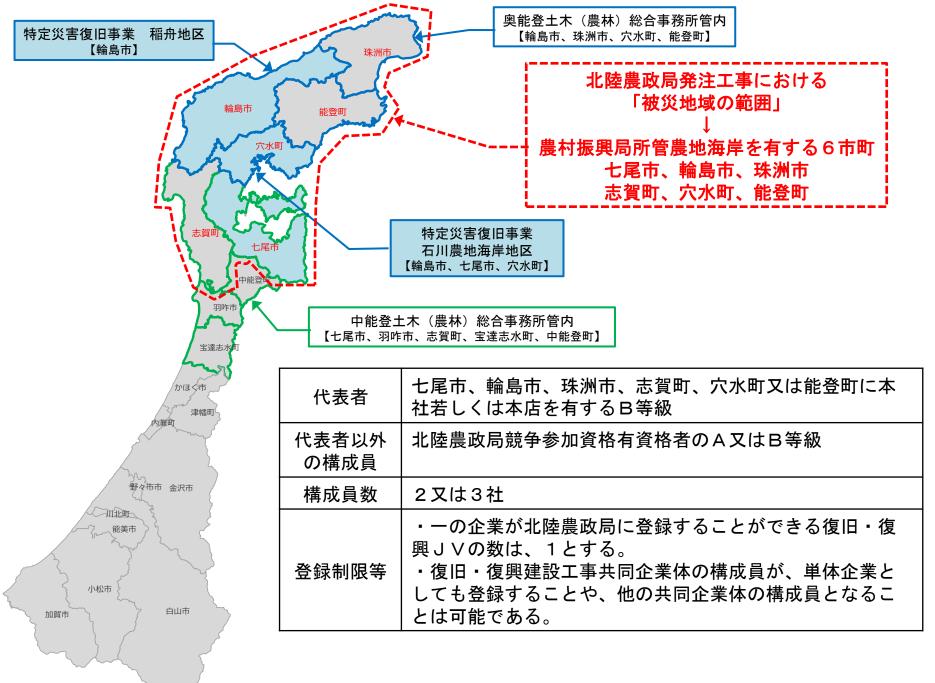
⑥代表者の選定方法

円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、地元の建設企業とすることを原則

復旧·復興JV(復旧·復興建設工事共同企業体)

北陸農政局における「復旧・復興JV」の運用

項目	通知の規定 (令和5年6月29日 5予第689号)	北陸農政局発注工事の運用
対象工事の 種類・規模	大規模災害からの復旧・復興工事 あって、部局長が認める工事	令和6年能登半島地震に係る災害復旧工事 ◆特定災害復旧事業 <u>石川農地海岸地区:七尾市、輪島市、穴水町</u> 稲舟地区 : 輪島市
活用可能な 期間等	被災地域内の企業の施工体制等を踏 まえ、部局長が定める	災害復旧事業の事業実施期間 (R7年4月時点) ◆特定災害復旧事業 石川農地海岸地区: R7~R8年度 稲舟地区 : R7~R8年度 ※R7・8競争参加資格の有効期間(R7.4.1~R9.3.31)と同じ。
構成員の組合せ	同一の等級若しくは直近の等級に認定された有資格業者又はこれと同等と認められる者とし、被災地域の地元建設企業1社以上含む。被災地域の範囲並びに被災地域及び被災地域外の構成員に求める要件については、部局長が定める	◆同一の等級:工事発注規模、被災地域の地元建設企業の有資格等級により定める代表者: B等級を基本構成員:A又はB等級 ◆被災地域:農村振興局所管農地海岸を有する6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町) ◆被災地域外:上記6市町以外
代表者要件	円滑な共同施工を確保するため中心 的役割を担う必要があるとの観点か ら、 <u>被災地域の地元建設企業</u> とする ことを原則	◆代表者: <u>被災地域の6市町に本社(店)を有する者</u>



復旧・復興JV(復旧・復興建設工事共同企業体)

活用に向けたスケジュール(案) 令和7年度 令和7・8年度 R7·8資格(R7.4.1~R9.3.31) 競争参加資格 J V公示 (R7.4.下旬を予定) J V 申請受付(随時)(R7.4.下旬~) 復旧·復興JV 公示 審査 J V審查·認定決定(随時) 認定 J V認定(随時)(資格有効期間:認定日~R9.3.31)